

統計・資料

- (1) 教職課程履修者数・在籍者総数
- (2) 教育実習履修希望者数
- (3) 教育実習者数
- (4) 一括申請による教員免許状取得状況
- (5) 教員就職者数
- (6) 盛岡大学教員養成サポートセンター規程

(1) 教職課程履修者数・在籍者総数

2017/5/1現在

学部学科	学年	教職課程履修者数					在籍者数				
		1年	2年	3年	4年	合計	1年	2年	3年	4年	合計
文学部	英語文化学科	25	13	16	13	67	73	68	49	72	262
	日本文学科	27	16	20	27	90	76	73	55	69	273
	社会文化学科	16	13	13	18	60	70	86	76	67	299
	児童教育学科	147	133	157	147	584	151	138	167	167	623
栄養科学部	3	9	9	9	30	67	78	81	79	305	
計	218	184	215	214	831	437	443	428	454	1,762	
短期大学部	幼児教育科	126	147	-	-	273	126	151	-	-	277
総計		344	331	215	214	1,104	563	594	428	454	2,039

教職課程履修者数（免許状別）

種類	教科	学部・学科・学年																			合計				
		文学部								児童教育学科						栄養科学部				短期大学部					
		英語文化学科		日本文学科		社会文化学科		児童教育学科		1年		2年		3年		4年		栄養科学科		幼児教育科					
1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年	1年	2年	1年	2年						
幼稚園	一種													78	83	99	89								349
	二種																		126	147					273
小学校	一種													126	101	133	110								470
	二種	8	3	3	1		2		1																18
中学校	英語	18	13	16	12																				59
	国語					13	9	19	22																63
	社会									16	13	13	13												55
	英語						1				2			36	18	18	10								85
高校	二種																								74
	国語													35	19	10	10								40
	社会						2							11	12	9	6								59
高校	英語	20	10	16	13																				59
	国語					24	16	18	23																81
	書道					5	3	5	4																17
	地歴									12	13	13	13												51
	公民									9	13	11	13												46
栄養教諭	一種																		3	9	9	8			29
	二種																					1			1
合計		46	26	35	26	42	28	42	54	37	41	38	39	286	233	269	225		3	9	9	9	126	147	1,770

(2) 教育実習履修希望者数 (実習区分別)

学部学科	幼稚園		小学校		中学校・高等学校								合計		
	一種	二種	一種	二種	栄養教諭	英語		国語		社会		書道		地理歴史	公民
						一種	二種	一種	二種	一種	二種				
文学部				2			15								17
								16				0			16
				1						14			0	0	15
	94		116						10		8				247
栄養科学部					10										10
合計	94	0	116	3	10	15	19	16	10	14	8	0	0	0	305
短期大学部		124													124
総計	94	124	116	3	10	15	19	16	10	14	8	0	0	0	429

(3) 教育実習者数

学部学科		教科						合計	前年度合計
		幼稚園	小学校	国語	社会	英語	栄養		
文学部	英語文化学科		1			14		15	20
	日本文学科		2	18				20	24
	社会文化学科				11			11	18
	児童教育学科	84	115	10	6	10		225	242
栄養科学部	栄養科学科						8	8	9
科目等履修生				1				1	1
計		84	118	29	17	24	8	280	
短期大学部	幼児教育科	147						147	
総計		315	118	29	17	24	8	427	

国語：中国、高国、高書道含む
 社会：中社、公民、地歴含む
 英語：中英、高英含む

(4) 一括申請による教員免許状取得状況

平成30年3月23日現在

種類	教科	文学部				栄養科学部	短期大学部	合計	
		英語文化学科	日本文学科	社会文化学科	児童教育学科	栄養科学科	幼児教育科		
幼稚園	一種				86			86	
	二種						145	145	
小学校	一種				109			109	
	二種	1	2					3	
中学校	一種	英語	12					12	
		国語		18				18	
		社会			13			13	
	二種	英語		1		10			11
		国語				10			10
		社会				6			6
高校	一種	英語	13					13	
		国語		20				20	
		書道		4				4	
		地歴			12			12	
		公民			11			11	
栄養教諭	一種					8		8	
	二種					1		1	
合計		26	45	36	221	9	145	482	

(5) 教員就職者数

○平成29年3月卒業生 教員就職状況

2017/5/31現在

学部学科	採用区分	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	栄養教諭(小学校)	計
文学部英語文化学科	正規				2				2
	講師			1		3			4
文学部日本文学科	正規								0
	講師			1	2	4			7
文学部社会文化学科	正規				1				1
	講師			1	2	1			4
文学部児童教育学科	正規	8	7	32					47
	講師	5	2	23			1		31
栄養学部栄養科学科	正規								0
	講師							1	1
合 計		13	9	58	7	8	1	1	97

学部学科	採用区分	認定こども園	幼稚園	計
短期大学部幼児教育科	正規	16	3	19
	講師	5	2	7
合 計		21	5	26

(6) 盛岡大学教員養成サポートセンター規程

(趣旨)

第1条 盛岡大学学則第54条及び盛岡大学短期大学部学則第61条に基づき、本学に盛岡大学教員養成サポートセンター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、初等・中等教育における教員の養成及び教職への就職支援並びに教職にある者への支援の充実に努めることを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教員を希望する学生への教員養成教育にかかる事業
- (2) 学生及び卒業生における教職志望者への就職支援事業
- (3) 本学を卒業した現職教員への支援事業
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 第2条の目的を達成するため、センターに盛岡大学教員養成サポートセンター員（以下「センター員」という。）を置く。

2 センター員は、盛岡大学及び盛岡大学短期大学部の全教員をもって充てる。

(所長)

第5条 センターに所長を置く。

- 2 所長は、センターを統括し、センターを代表する。
- 3 所長は、理事長が任命する。
- 4 所長の任期は2年とする。

(副所長)

第5条の2 センターに副所長を置く。

- 2 副所長は、中学校・高等学校教職課程の教員をもって充てる。ただし、所長が当該課程の教員である場合は、児童教育学科所属の教員をもって充てる。
- 3 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 副所長は、理事長が任命する。
- 5 副所長の任期は2年とする。

(盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会)

第6条 センター内に、盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会を置く。

2 盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会規則は、別に定める。

(盛岡大学教員養成サポートセンター専門委員会)

第7条 センター内に、盛岡大学教員養成サポートセンター専門委員会を置く。

2 盛岡大学教員養成サポートセンター専門委員会規則は別に定める。

(部会)

第8条 第3条に定める事業の遂行に必要と認められる場合、センター内に部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 センターの庶務は、盛岡大学教員養成サポートセンター事務室において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会が発議し、大学及び短期大学部の教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成26年8月1日から施行する。